

P F A S 調査結果について

1. P F A S について

P F A S（ピーファス）は有機フッ素化合物の 1 種であり、ペルフルオロアルキル化合物などの総称であるが、代表的なものとして、P F O S（ピーフォス）と P F O A（ピーフォア）がある。

P F A Sは、熱に強く水や油を弾く性質があるため、2000 年代始め頃までは、私たちの身の回りの製品を作る際にも使われていたが、2009 年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されている。

これらの物質は分解されにくい性質があり、環境中に残存していることから、環境省は、2020 年度に水質の要監視項目に位置付け、水環境に関する目標値（暫定目標値：50ng/L）を設定し、都道府県等が地域の実情に応じ水質調査を行う体制により、飲み水からの摂取を防ぐ取組みをはじめ、安心・安全のための取組みを進めている。

2. P F A S 調査について

(1) 水道水

水道水については、東京都水道局が都内 131 か所の（浄水場から経由する）給水栓で年 4 回検査を実施しており、直近の令和 5 年度の調査結果では、全ての給水栓（蛇口）において暫定目標値を下回っている（東京都水道局ホームページより引用）。

(2) 地下水

地下水については、東京都環境局が区市町村と連携し、年 1 回調査を実施している。

都内（島しょを除く。）を、区市町村を基本とした 260 の測定ブロックに分割し、毎年測定ブロックを変更しながら 4 年間で全ブロックを測定する。

板橋区では、区内を 8 ブロックに分割し、1 年で 2 ブロックを調査（別紙「地下水質調査測定ブロック図（平成 22 年度以降）」参照）。

令和 5 年度は、板橋区の測定地点は、例年の 2 地点に 2 地点を追加（計 4 地点）。

令和 6 年度は、8 地点（全ブロック）を測定。

3. P F A S 調査結果（地下水）について（令和 6 年度速報値）

板橋区①ブロック	13ng/L	板橋区⑤ブロック	0.6ng/L
板橋区②ブロック	23ng/L	板橋区⑥ブロック	10ng/L
板橋区③ブロック	0.3ng/L未満	板橋区⑦ブロック	52ng/L ※
板橋区④ブロック	16ng/L	板橋区⑧ブロック	0.6ng/L
(暫定目標値：50ng/L)			※ 基準超過

4. 今後の対応等について

(1) 基準超過地下水（井戸）について

① 所有者への周知及び助言

調査の実施主体である東京都環境局より、基準超過となった井戸の所有者に対して、測定結果を周知した。併せて、飲用に供しないよう助言を行った。

また、板橋区（環境政策課）では、現地訪問（現地調査）を実施。改めて、飲用に供しないよう助言を行った（飲用に供していないことを確認）ほか、井戸の現状確認や土地の履歴確認などを行った。

② 継続監視調査

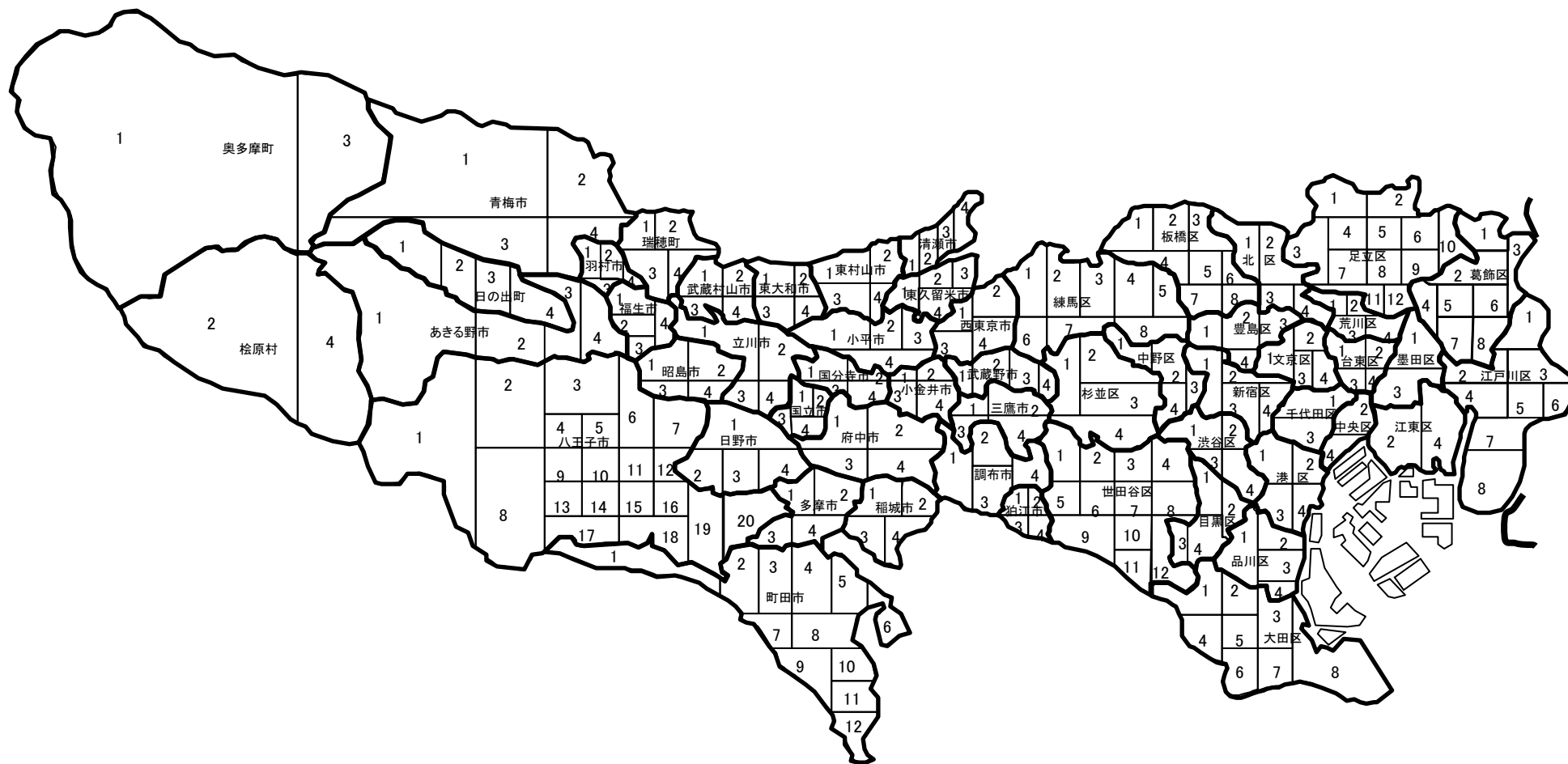
今回基準超過となった地下水（井戸）については、東京都の地下水調査において、継続監視調査の対象となり、継続的に測定を行う。測定結果が5年間継続して基準を下回った場合に、原則として測定対象から除外される。

(2) 追加調査について

追加調査については、環境省が、P F A S に対する総合戦略検討専門家会議における検討を踏まえ取りまとめた「P F O S 及びP F O A に関する対応の手引き」に基づき、実施する。

これに基づき、基準超過が確認された井戸から半径500m程度を目安として調査地点を選定、計4か所（今回基準超過が確認された井戸を含め）で追加調査を実施。

調査の実施に向けた所要の調整を経て、速やかに追加調査を実施する。



地下水質調査 測定ブロック図（平成22年度以降）